法定労働時間と残業



労働時間[労基法32条]

- ① 使用者は、労働者に休憩時間を除き1週間について40時間を超えて労働させてはならない。
- ② 使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて労働させてはならない。

労働基準法では1日の法定労働時間(8時間)を超えた分の労働時間を時間外労働と呼び、一般的には「残業」と呼ばれている。

1日8時間労働の厳守は多くの企業にとって半ば実現不可能な数字である。100歩譲って実現できたとしても、1週間40時間という第2の制約は、特に中小企業にとっては非常に厄介な壁である。「厄介な壁」という理由は、労働時間が8時間の会社においては完全週休2日制にしなければ実現できない数字だからである。例えば隔週土曜日休日の会社では、土曜日出勤の日の賃金は、法的には土曜日は1.25倍の賃金を支払う必要がある。つまり土曜日の就業は始業からいきなり残業時間なのだ。以上は原則である。会社が就業規則等で前述の原則を合法的に回避できる施策を行使しない限り、「残業だらけ」となり割増賃金からいつまで経っても開放されないのである。

	CASE1	CASE2	CASE3
月曜日	8h	8h	8h
火曜日	8h	8h	8h
水曜日	8h	8h	8h
木曜日	8h	8h	6h
金曜日	8h	8h	8h 2h
土曜日	休み	8h	休み
1週労働時間	40h	48h	40h
残業時間	0h	8h	2h

原則を合法的に回避できる施策を行使しない場合、CASE3のように1週の労働時間が40時間にもかかわらず金曜日に10時間労働したため、8時間を超えた2時間分は残業としてカウントされる。つまり、通常の月給に加え、2時間分の賃金の追加払いが必要になるのである。

上記のような事態の回避の施策として

「変形労働時間制」

の導入手続きが必要になります。

詳細は次回・・・

非効率!